目 次

告 示 ○行政組織規則の一部を改正する規則

規

則

○認証食品の認証

報

○保安林の指定の解除の予定 ○道路の区域変更

○都市計画事業の認可 公

告

○開発行為に関する工事の完了

城

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

契

約

課

四頁

(建築宅地課)

宮

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正について

規

則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十七年七月十日

○宮城県規則第七十五号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則 (昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

(1)

別表第二宮城県福祉有償運送運営協議会の項中

「第四十九条第三号」を「第四十九条第一項第三号」

行

発 宮城県(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

ページ

平成二十七年七月十日

を次のとおり認証した。

認証食品

入

事

課

(食産業振興課)

(森林整備課) 路

道

課

(都市計画課)

十二九百 十二 番認

認証年月日

○宮城県告示第七百五号 平成二十七年七月二日

森林法

 \equiv \equiv

解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

平成二十七年七月十日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

解除予定保安林の所在場所

気仙沼市 (国有林。 次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

に改める。

この規則は、

附 則

公布の日から施行する。

告 示

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)

○宮城県告示第七百四号

第六条第一項の規定により、

認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

号証	品目	又 は 名 称 お	又 は 屋 号	製造所等の所在地
八自	純米酒の	條清和 代表取締役社長 西 サービス株式会社 西 サービス株式会社	株式会社 体式会社 株式会社	- 一仙台市泉区福岡字二又二十五
九自	包装米飯	昭 締役社長 岡本芳 中郷・代表 日本芳 ではラドファ 代表	やばラドファ 株式会社JA加美よ	井二百四十五 – 二加美郡加美町四日市場字中荒
六十	しそ巻き	内藤千鶴子	ないとうファーム	前九十一 遠田郡美里町北浦字浅野栄治
Ë I]			

三

道路の区域

線名

三九八号 一般国道

三

解除の理由

(「次の図」は、 道路用地とするため 省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え

置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百六号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十七年七月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土

平成二十七年七月十日

村 井 嘉

浩

宮城県知事

道路の種類

同市湊字大門崎一二八番一地先まで 石巻市八幡町一丁目一番三七地先から 変 更 0) X 間 前変 更の 前 後 一 一 二 二 九 五 五 敷 地 ートル)の幅員 敷 地 ートル) 五一八・〇 五一八・〇

○宮城県告示第七百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとお

平成二十七年七月十日

施行者の名称

種類

仙塩広域都市計画公園事業

2

宮城県知事

村 井 嘉 浩

都市計画事業の種類及び名称

公 告

〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

Î

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年七月十日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

牡鹿郡女川町鷲神浜字内山五十八番三

宮城県知事

村

井

嘉

浩

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神百九十三番地の一

佐藤工業株式会社

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。 平成二十七年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉

落札に係る建設工事の名称 七北田川河川災害復旧工事(その六)(平成二十七年度県債三一一

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 地震災一四三一-〇〇一号) 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

落札者を決定した日 平成二十七年六月二日

四

Ŧî.

落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 前田・植木・赤坂特定建設工事共同企業体 代表者

落札金額 三十一億五千二百万円 前田建設工業株式会社東北支店 仙台市青葉区二日町四番十一号 (消費税及び地方消費税を除く)

四 .八〇.1 号 菖蒲田浜海浜公園

三 事業施行期間

平成二十七年七月十日から平成三十年三月三十一日まで

兀 事業地

収用の部分

賀、汐見台南二丁目地内 宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂、同字牛ノ鼻木、同字韮ヶ森、同字切通、花渕浜字長須

2 使用の部分

なし

七 六 入札の公告を行った日 契約の相手を決定した手続き 平成二十七年三月二十四日 一般競争入札

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月十日

宮城県選挙管理委員会

地 光 輝

委員長 菊

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人社団白嶺会仙台整形外科病院の項中「医療法人社団白嶺会仙台整形外科病院」を

別表第一の二医療法人社団白嶺会老人保健施設はくれいの項中「医療法人社団白嶺会老人保健施設

特定医療法人白嶺会仙台整形外科病院」に改める。

はくれい」を「特定医療法人白嶺会老人保健施設はくれい」に改める。

則

この告示は、平成二十七年七月十日から施行する。

○宮選管告示第八十一号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう

に改正する。

平成二十七年七月十日

宮城県選挙管理委員会

地

委員長

仙台市堤保育所の項及び仙台市愛子保育所の項を削り、花京院千葉会館の項の次に次のように加え

秋保温泉湯元町内会集会所の項の次に次のように加える。

錦ケ丘コミュニティ・センター

同

市青葉区錦ケ丘七丁目二番地の三

鹿野市営住宅集会所

同 市太白区鹿野本町一番

旧女川第三小学校多目的ホールの項を削り、女川町民野球場応急仮設住宅集会所の項の次に次のよ

うに加える。

(3)

針浜集会所

同 郡同 町針浜字針浜一七六番地

> 町営運動公園住宅6号棟集会室 町営運動公園住宅4号棟集会室 大石原集会所 上区仮設集会所 尾田峯集会所 浦宿二区集会所 浦宿一区集会所 同 同 同 同 同 同 同 郡同 郡同 郡同 郡同 郡同 郡同 町大石原浜字大石原七五番地八 町浦宿浜字浦宿二一番地二 町女川浜字大原五二〇番地 町女川浜字大原五二〇番地 町鷲神浜字堀切九番地の二五 町浦宿浜字尾田峯二九番地 町浦宿浜字小屋ノ口二八番地二

出島集会所 旧女川第三小学校グラウンド仮設住宅談話室 日蕨地区仮設集会所 同 同 郡同

同 郡同 郡同

町出島字高森山一番地二六八

町尾浦字尾浦一四五番地の二

町女川浜字日蕨四二番地の五七